

南相馬市馬事公苑条例施行規則

平成23年12月28日

規則第24号

(趣旨)

第1条 この規則は、南相馬市馬事公苑条例(平成18年南相馬市条例第202号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公募に明示する事項)

第2条 市長は、条例第5条の規定により指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)の公募を行う場合は、次に掲げる事項をあらかじめ明示するものとする。

- (1) 南相馬市馬事公苑(以下「馬事公苑」という。)の概要
- (2) 指定管理者が行う管理の基準
- (3) 指定管理者が行う業務の範囲及び具体的内容
- (4) 指定の期間
- (5) 利用に係る料金(以下「利用料金」という。)に関する事項
- (6) 市が支払うべき管理の費用(以下「指定管理料」という。)に関する事項
- (7) 申請者の資格要件
- (8) 申請方法及び選定基準
- (9) その他市長が定める事項

(指定申請書の提出等)

第3条 条例第6条第1項の規定により指定管理者の指定を受けようとする団体は、指定管理者指定申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 管理業務に係る事業計画書及び収支予算書
- (2) 定款、規約その他これらに類する書類
- (3) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書又はこれに準ずるもの
- (4) 団体の経営状況等を説明する書類
- (5) 市税の完納証明書
- (6) その他市長が必要と認める書類

(選定結果の通知)

第4条 市長は、条例第6条第2項の規定により、指定管理者の候補者を選定したときは、速やかに選定結果を申請団体に通知しなければならない。

(協定書に定める事項)

第5条 条例第9条の規定により協定で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 指定の期間に関する事項
- (2) 馬事公苑の管理に関する事項
- (3) 利用料金に関する事項
- (4) 指定管理料に関する事項

- (5) 事業報告に関する事項
- (6) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (7) 管理の業務に関し知り得た個人情報の取扱いに関する事項
- (8) 管理の業務に関し保有する情報の公開に関する事項
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
(利用許可申請)

第6条 条例第15条第1項の規定による利用の許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、南相馬市馬事公苑利用許可申請書(様式第2号。以下「申請書」という。)を指定管理者に提出しなければならない。ただし、許可を受けようとする者が個人利用に係る許可を受けようとする者であるときは、利用の日に口頭により申請をすることができる。

- 2 前項の申請書は、使用の日の1月前から使用の日の前日までに提出しなければならない。ただし、指定管理者が提出期限までに提出できない相当の理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用許可書等の交付等)

第7条 指定管理者は、馬事公苑の利用を許可したときは、南相馬市馬事公苑利用許可書(様式第3号。以下「利用許可書」という。)を申請者に交付するものとする。ただし、前条第1項ただし書に定める個人利用に係る申請にあつては、南相馬市馬事公苑個人利用券(様式第4号。以下「利用券」という。)の交付をもって利用許可に代えるものとする。

- 2 馬事公苑の利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、馬事公苑を利用するときは、利用許可書又は利用券を携帯し、係員の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(利用許可の変更手続)

第8条 利用者は、前条第1項本文の許可に係る事項を変更しようとするときは、南相馬市馬事公苑利用変更申請書(様式第5号)に、利用許可書を添えて、指定管理者に提出し、その許可を受けなければならない。

- 2 指定管理者は、前項に規定する許可に係る事項の変更を許可したときは、南相馬市馬事公苑利用変更許可書(様式第6号)を第1項の申請を行った利用者に交付するものとする。

(設備設置の許可手続)

第9条 利用者は、馬事公苑内に特別な設備をしようとするときは、南相馬市馬事公苑設備設置許可申請書(様式第7号)を指定管理者に提出しなければならない。

- 2 指定管理者は、前項に規定する設備の設置を許可したときは、南相馬市馬事公苑設備設置許可書(様式第8号)を前項の申請を行った利用者に交付するものとする。

(利用取消しの申出)

第10条 利用者は、馬事公苑の利用の取消しをしようとするときは、遅滞なくその旨を指定管理者に申し出なければならない。

(利用料金の納付)

第11条 条例第20条第3項ただし書に規定する指定管理者が特に認めるときは、次に掲

げるときとする。この場合において、利用者は指定管理者が指定する期限まで利用料金を納付しなければならない。

- (1) 国又は地方公共団体が利用するとき。
- (2) 指定管理者が利用するとき。
- (3) その他指定管理者がやむを得ない理由があると認めたとき。

(利用料金の減免及びその手続)

第12条 指定管理者は、次の各号に該当する場合は、それぞれ当該各号に定めるところにより利用料金を減額し、又は免除するものとする。

- (1) 市が主催し、又は主体となって他の地方公共団体若しくは公共的団体と共催して行う競技大会又は体育、スポーツ行事のために利用する場合 全額
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第2条に規定する「体育の日」に、市民が行うスポーツ基本法(平成23年法律第78号)第23条に規定する事業及び行事のために利用する場合 全額
- (3) 市が主催し、又は主体となって他の地方公共団体と共催して行う行事若しくは事業のために利用する場合 全額
- (4) 利用者が市内幼稚園、小学校、中学校若しくは高等学校の児童生徒又はこれに準ずる者で教育課程に基づく教育活動(部活動を含む。)として利用する場合 全額
- (5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要があると認める場合 指定管理者が市長と協議の上定める額

2 第1項の規定により利用料金の減免を受けようとする者は、申請書を提出する際、併せて南相馬市馬事公苑利用料金減免申請書(様式第9号)を指定管理者に提出しなければならない。

(利用料金の返還及びその手続)

第13条 指定管理者は、次の各号に該当する場合は、それぞれ当該各号に定めるところにより利用料金の全部又は一部を返還するものとする。

- (1) 市において公用又は公共用に供する必要が生じたことにより利用の許可を取り消したとき 全額
- (2) 天災地変その他利用者の責めによらない理由により利用することができなくなったとき 指定管理者が市長と協議の上定める額
- (3) 利用開始日の10日前までに利用許可の取消しの申出があったとき 半額

2 前項の規定により利用料金の返還を受けようとする者は、南相馬市馬事公苑利用料金返還申請書(様式第10号)を指定管理者に提出しなければならない。

(利用者の守るべき事項)

第14条 利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 馬事公苑の施設、設備、備品等を滅失し、又は損傷しないこと。
- (2) 馬事公苑の清潔及び整とんを保持すること。
- (3) 馬事公苑内の風紀及び秩序を乱さないこと。
- (4) 承認を得ないで火気を使用しないこと。

(5) 所定の場所以外で喫煙又は飲食を行わないこと。

(6) 前各号に掲げるもののほか、次条に規定する指定管理者の指示する事項

(指定管理者の指示等)

第15条 指定管理者は、馬事公苑の管理上特に必要があると認めるときは、利用者に対し、利用に関し必要な指示をし、又は利用の状況を調査することができる。

(物品販売等の許可の申請)

第16条 条例第17条第1項の規定により、同項各号に掲げる行為を馬事公苑において行おうとする者(以下「物品販売等申請者」という。)は、南相馬市馬事公苑物品販売等許可申請書(様式第11号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があった場合において、その販売等を許可するときは、南相馬市馬事公苑物品販売等許可書(様式第12号)を物品販売等申請者に交付し、許可しないときは、その旨を通知するものとする。

(利用許可の取消し等)

第17条 指定管理者又は市長は、条例第19条第1項の規定により、利用の許可を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止するときは、南相馬市馬事公苑利用(取消・制限・停止)決定書(様式第13号)により通知するものとする。

(市長による管理)

第18条 第6条から第15条まで、前条及び様式第2号から様式第10号までの規定は、指定管理者に代わって、市長が馬事公苑の管理を行う必要が生じた場合について準用する。この場合において、これらの規定中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第6条から第10条まで中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第11条各号列記以外の部分中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第2号中「指定管理者」とあるのは「市」と、同条第3号中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第12条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「指定管理者が市長と協議の上定める額」とあるのは「市長が定める額」と、第13条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「指定管理者が市長と協議の上定める額」とあるのは「市長が定める額」と、第14条及び第15条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、前条中「指定管理者又は市長」とあるのは「市長」と、様式第2号から様式第10号まで中「指定管理者」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

(その他)

第19条 この規則に定めるもののほか、馬事公苑の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、南相馬市馬事公苑条例施行規則(平成18年南相馬市教育委員会規則第35号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成28年3月31日規則第68号）
この規則は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

指定管理者指定申請書

年 月 日

南相馬市長

所在地

団体名

代表者氏名

①

南相馬市馬事公苑条例第6条第1項の規定に基づき、南相馬市馬事公苑の指定管理者の指定を受けたいので、次の書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 管理に関する業務の事業計画書
- 2 管理に関する業務の収支予算書
- 3 定款の写し及び登記事項証明書(法人以外の団体にあつては、会則等)
- 4 前事業年度の損益計算書及び貸借対照表
- 5 市税の完納証明書

様式第2号（第6条関係）

南相馬市馬事公苑利用許可申請書			
指定管理者		許可	第 号
		申請 年 月 日	
		住所(所在地) _____	
		団体名 _____	
	申請者	代表者名 _____	
		利用中責任者名 _____	
		連絡電話(勤・自) _____	
次のとおり利用したいので申請します。			
利用目的			
利用者区分	1 学生以下	2 一般	
入場料の有無	1 有	2 無	
入苑予定人員	人		入苑馬数 頭
利用日時	年 月 日(曜日)	時 分	時 分
	年 月 日(曜日)	時 分	時 分
	年 月 日(曜日)	時 分	時 分
	年 月 日(曜日)	時 分	時 分
	年 月 日(曜日)	時 分	時 分
利用施設	利用料金	利用施設	利用料金
1 障害馬場	1日・半日 円× 日= 円	9 馬洗場	1頭・1回 円× 回= 円
2 馬場馬術馬場	1日・半日 円× 日= 円	10 宿舎	学生以下 円× 人×泊= 円 一般 円× 人×泊= 円
3 走路	1日・半日 円× 日= 円	11 研修室	1時間 円× 時 間× 日= 円
4 直線坂路	1日・半日 円× 日= 円	12 会議室	1時間 円× 時 間× 日= 円
5 野外走路	1日・半日 円× 日= 円	13 照明設備	全灯・半灯 円× 時間× 日= 円
6 放牧地	1日・半日 円× 頭 × 日= 円	14 寝具	1回 円× 回 × 人= 円
7 覆馬場	全面・半面 円× 時間× 日= 円	15 全面	1日・半日 円× 日= 円
8 厩舎	1日・日帰り 円 × 日= 円	合計	円
備考			
次のように決定してよいか伺います。			
		決定区分	1 許可する 2 許可しない
		許可	年 月 日

- 記入上の注意
- 1 必要事項を記入の上、該当するものの番号を○で囲んでください。
 - 2 太線内は記入しないでください。
 - 3 利用時間は準備及び撤去の時間を含めて記載してください。

様式第3号（第7条関係）

南相馬市馬事公苑利用許可書			
許可		第 号	
申請		年	月 日
許可		年	月 日
住所(所在地).....			
団体名.....			
申請者	代表者名.....様		
利用中責任者名.....			
連絡電話(勤・自).....			
指定管理者			印
次のとおり許可します。			
利用目的			
利用者区分	1 学生以下	2 一般	
入場料の有無	1 有	2 無	
入苑予定人員	人		入苑馬数 頭
利用日時	年 月 日(曜日)	時 分～	時 分
	年 月 日(曜日)	時 分～	時 分
	年 月 日(曜日)	時 分～	時 分
	年 月 日(曜日)	時 分～	時 分
	年 月 日(曜日)	時 分～	時 分
利用施設	利用料金	利用施設	利用料金
1 障害馬場	1日・半日 円× 日= 円	9 馬洗場	1頭・1回 円× 回= 円
2 馬場馬術馬場	1日・半日 円× 日= 円	10 宿舎	学生以下 円× 人× 泊= 円 一般 円× 人× 泊= 円
3 走路	1日・半日 円× 日= 円	11 研修室	1時間 円× 時 間× 日= 円
4 直線坂路	1日・半日 円× 日= 円	12 会議室	1時間 円× 時 間× 日= 円
5 野外走路	1日・半日 円× 日= 円	13 照明設備	全灯・半灯 円× 時間× 日= 円
6 放牧地	1日・半日 円× 頭 × 日= 円	14 寝具	1回 円× 回 × 人= 円
7 覆馬場	全面・半面 円× 時間× 日= 円	15 全面	1日・半日 円× 日= 円
8 厩舎	1日・日帰り 円 × 日= 円	合計	円
注意事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 施設に入場するときは、本許可書を係員に提出すること。 2 馬を入苑させるときは、健康手帳を係員に提示すること。 3 利用目的以外に施設等を使用しないこと。 4 許可された施設以外の施設及び附属物等を使用しないこと。 5 利用後は直ちに原状に回復し、係員の点検を受けること。 6 この許可書を他人に譲渡し、又は貸与しないこと。 7 利用許可内容中、利用日時に変更が生じたときは、利用の日の7日前までに利用変更申請を行うこと。 		

様式第4号(第7条関係)

(その1) (裏)

- 本券は、1枚につき1人1回(半日又は夜間)に限り有効です。
- 覆馬場で照明を必要とする場合は、この利用料金のほかに電気設備利用料金が必要です。
- 当苑では、施設利用中の事故に対する責任は負いません。

備考

- 1 番号は、一連番号とする。
- 2 種別は、次のとおりとする。
 - (1) 高校生以下(淡黄色)
 - (2) 一般券(白色)

(その2) (裏)

- 本券は、1枚につき1人1回(半日又は夜間)に限り有効です。
- 覆馬場で照明を必要とする場合は、この利用料金のほかに電気設備利用料金が必要です。
- 当苑では、施設利用中の事故に対する責任は負いません。

(表)

No. _____
回数券
南相馬市馬事公苑個人利用券
利用日
指定管理者

6cm

5cm

備考

- 1 回数券1冊は3片一連とし、4枚つづり込みとする。
- 2 種別は、次のとおりとする。
 - (1) 高校生以下券(淡黄色)
 - (2) 一般券(白色)

(表)

No. _____
南相馬市馬事公苑個人利用券
_____ 円
上記の金額領収しました。
利用日
指定管理者

6cm

5cm

(表)

No. _____
南相馬市馬事公苑個人回数券(十二枚)
_____ 円
上記の金額領収しました。
指定管理者

6cm

15cm

様式第5号（第8条関係）

南相馬市馬事公苑利用変更申請書			
指定管理者	申請 年 月 日		
	住所(所在地).....		
	団体名.....		
申請者	代表者名.....		
	利用中責任者名.....		
	連絡電話(勤・自).....		
<p style="text-align: center;">年 月 日付け(第 号)で許可のあった内容を、次のとおり変更したいので申請します。</p>			
変更の内容	変更前		変更後
変更の理由			
利用料金	納付済額	円(減免 /100)	
	追加額	円(減免 /100)	
添付書類	南相馬市馬事公苑利用許可書		
次のように決定してよいか伺います。			
		決定区分	1 許可する 2 許可しない
		許可	年 月 日

記入上の注意

- 1 太線内は記入しないでください。
- 2 利用時間は準備及び撤去の時間を含めて記載してください。

様式第6号（第8条関係）

南相馬市馬事公苑利用変更許可書		
	許可	第 号
許可 年 月 日		
住所(所在地)_____		
団体名_____		
申請者	代表者名_____様	
	利用中責任者名_____	
	連絡電話(勤・自)_____	
指定管理者		(印)
次のとおり許可します。		
変更の内容	変更前	変更後
変更の理由		
許可の条件		
利用料金	納付済額	円(減免 /100)
	追加額	円(減免 /100)
注意事項	1 利用者は、この許可書を提示し、許可を得ること。 2 利用後は、設備を原状に復し、苑内を清掃すること。 3 利用中といえども馬事公苑条例及び関係規則に違反したときは、利用を中止させることがあるので注意すること。	

様式第7号（第9条関係）

南相馬市馬事公苑設備設置許可申請書								
申請 年 月 日								
指定管理者				住所(所在地) _____				
				団体名 _____				
				申請者 代表者名 _____				
				連絡電話(勤・自) _____				
次のとおり				設備を設置したいので図面を添えて申請します。				
設置の目的								
設置の場所								
物件名及び施設								
設置の面積及び延長	面積	平方メートル						
	延長	メートル						
設置予定日時		年 月 日		(曜日) 午 時 分から		年 月 日		
設置施行責任者氏名		住所						
		氏名		(電話)				
馬事公苑施設損傷の有無		有	無	程度				
その他参考事項								
添付書類		設置物件平面図・立面図						
次のように決定してよいか伺います。								
				決定区分	1	許可する	2	許可しない
				許可	年 月 日			

※ 太線内は記入しないでください。

様式第8号（第9条関係）

南相馬市馬事公苑設備設置許可書							
<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">許可</td> <td style="padding: 2px;">第</td> <td style="padding: 2px;">号</td> </tr> </table>					許可	第	号
許可	第	号					
許可 年 月 日							
住所(所在地)_____							
団体名_____							
申請者 代表者名_____様							
連絡電話(勤・自)_____							
指定管理者 ㊟							
年 月 日付で申請のあった 設備の設置について、次のとおり許可します。							
設置の目的							
設置の場所							
物件名及び施設設備の構造							
設置の面積及び延長	面積	平方メートル					
	延長	メートル					
設置予定日時	年 月 日(曜日)午 時 分から 年 月 日(曜日)午 時 分まで						
設置施行責任者氏名	住所						
	氏名	(電話)					
馬事公苑施設損傷の有無	有	無	程度				
その他参考事項							
許可の条件及び指示事項							
注意事項	1 設置者は、この許可書を提示し、許可を得ること。 2 利用後は、施設設備を原状に復し、苑内を清掃すること。 3 設置中といえども馬事公苑条例及び関係規則に違反したときは、設置を中止させることがあるので注意すること。						

様式第9号（第12条関係）

南相馬市馬事公苑利用料金減免申請書					
申請 年 月 日					
指定管理者		住所(所在地).....			
		団体名.....			
		申請者 代表者名.....			
		連絡電話(勤・自).....			
次のとおり利用料金の減免を受けたいので申請します。					
減免申請の理由					
減免申請の金額		円			
備考					
次のように決定してよいか伺います。					
				決定	年 月 日
				備考	
利用料金	減免の根拠	減免率	減免額	減免後の利用料金	
円	規則第12条 第1項第 号	— 100	円	円	

記入上の注意

- 1 太線内は、記入しないでください。

様式第10号（第13条関係）

南相馬市馬事公苑利用料金返還申請書					
指定管理者	申請 年 月 日				
	住所(所在地).....				
	申請者 団体名.....				
	代表者名..... (印)				
次により先に納付した利用料金の返還を申請します。					
施設の種類		利用予定年月日	年 月 日		
許可番号		許可年月日	年 月 日		
既納の利用料金	円	利用料金納付年月日	年 月 日		
利用料金の返還を申請する理由					
次のように決定してよいか伺います。					
				決定	年 月 日
				備考	
利用料金	返還の根拠	返還率	返還金額	返還後の利用料金	
円	規則第13条 第1項第 号	100	円	円	

記入上の注意

- 1 太線内は、記入しないでください。

様式第11号（第16条関係）

年 月 日

南相馬市馬事公苑物品販売等許可申請書

南相馬市長

申請者 住 所(所在地) _____
団 体 名 _____
代 表 者 名 _____
利用中責任者名 _____
連絡電話〔勤・自〕 _____

次のとおり、南相馬市馬事公苑において次の行為をしたいので申請します。

事業(催物)名称			
利用施設名			
物品販売等の行為	利用日時及び区分	年 月 日(曜日) 時 分から 年 月 日(曜日) 時 分まで	
	行為場所		
	行為目的		
	行為責任者	住所	
		氏名	
	行為内容		
備考			

1 利用許可書・利用変更許可書を添付してください。

様式第12号（第16条関係）

第 号
年 月 日

南相馬市馬事公苑物品販売等許可書

様

南相馬市長



年 月 日付けで申請のあった南相馬市馬事公苑の物品販売等については、
次のとおり許可します。

事業(催物)名称			
利用施設名			
物品販売等の行為	利用日時及び区分	年 月 日(曜日) 時 分から 年 月 日(曜日) 時 分まで	
	行為場所		
	行為目的		
	行為責任者	住所	
		氏名	
	行為内容		
備考			

様式第13号(第17条関係)

第 号
年 月 日

南相馬市馬事公苑利用(取消・制限・停止)決定書

様

指定管理者
(南相馬市長



年 月 日付けで許可した南相馬市馬事公苑の利用については、南相馬市馬事公苑条例第19条第1項の規定により次のとおり(取消・制限・停止)します。

申請年月日	年 月 日	許可年月日	年 月 日
利用施設名			
許可番号			
許可内容			
取消・制限・停止の内容			
取消・制限・停止の理由			
摘要			

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、南相馬市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、南相馬市を被告として(訴訟において市を代表する者は南相馬市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。